



平成24年度 市民交通災害共済

幅広い交通事故に適用され、わずかな掛金で交通事故に遭われた方に対して共済金を支給する制度です。

◎**対象** 市内在住または在職の人とその家族（学生は市外在住も可）

◎**保障額**

死亡	交通事故死亡	1,000,000 円
入院	1日につき (180日限度)	1,200 円/日
通院	10日以内	7,000 円
	11日～20日	9,000 円
	21日～30日	12,000 円
	31日から10日増すごとに 5,000 円を加算 最高91日以上で47,000 円	

◎**掛金** 1人につき年額600円で1人1口に限ります。(途中加入の場合は月額50円の月割り)

◎**共済期間**

4月1日～平成25年3月31日  
(途中加入の場合、申込日の翌日～平成25年3月31日)

◎**申込先**

生活安全課、山陽総合事務所地域活性化室、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所

◎**申込方法**

申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて提出してください。

■ **給付対象期間は**

共済期間中の事故で共済期間内についてのみ給付対象となります。したがって、入院・通院が契約更新日(新年度)にまたがる場合は、必ず継続加入申込みをしてください。

〈問い合わせ先〉生活安全課 (☎ 82・1133)



高齢受給者証が変わります

平成23年度の高齢受給者証の有効期限は3月31日です。**平成24年度の高齢受給者証は3月下旬に普通郵便で送付します。**

保険証(被保険者証)のサイズ変更に伴い、新しくカード型の高齢受給者証(白色)に変わります。お手元に届きましたら、台紙からはがしてお使いください。4月以降に医療機関で受診する際は、別便で郵送した保険証と高齢受給者証を一緒に窓口で提示してください。

▶ **高齢受給者証(表面)**

国民健康保険 高齢受給者証	(平成24年 7月31日までは1割) 有効期限 平成24年 7月31日 記号・番号 山9-1234567
氏名 国保 太郎	性別 男
生年月日 昭和17年 2月20日	一部負担金の割合 2割
世帯主氏名 国保 太郎	
住所 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号	
発効期日 平成24年 4月 1日	
交付年月日 平成24年 4月 1日	
保険者番号 31500090	見本
公印	
保険者名 山陽小野田市	

◎**対象**

70歳から74歳までの国民健康保険加入者

◎**一部負担金の割合**

1割\*または3割(所得に応じる)

※高齢受給者証には2割と表示していますが、国の予算措置により1割に据え置かれます。なお、高齢受給者証の上部には期日まで1割負担と記載しています。

■ **薬の処方箋は早めに薬局へ**

処方箋の有効期限は、発行日から4日となっています。原則として有効期限の切れた処方箋では、薬局で薬の受け取りができません。もう一度受診し、新しい処方箋の発行が必要です。4日以内に薬局に行くことができない場合は、受診時に医師に相談してください。

〈問い合わせ先〉国保年金課 (☎ 82・1179)